

○ 損害保険料率算出団体に関する内閣府令（平成八年大蔵省令第七号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改 正 後		改 正 前	
(料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類) 第三条 法第三条第四項に規定する保険の種類は、次に掲げる保険の種類とする。		(料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類) 第三条 「同上」	
「一〇五 略」 六 其他金融庁長官が定める保険の種類		「一〇五 同上」 「号を加える。」	
備考 表中の「」の記載は注記である。			